

はなごころ 講座利用約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

はなごころ 代表 玉川華世（以下「当方」といいます。）は、当方が提供する講座の受講に関して、以下の通り契約約款（以下「本約款」といいます。）を定めます。

第2条（用語の意味）

本約款における次の用語は、次の通りとします。

(1) 契約者

当方と講座の提供を受ける為の契約を締結している個人

第3条（約款の変更）

当方は、契約者の承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。この場合、提供条件は変更後の約款によるものとします。

第2章 講座の提供内容

第4条（講座の提供内容）

当方が提供する講座の種類及び内容は、各講座毎のWebサイト上の告知（以下、「告知」といいます。）に定めるものとします。

第3章 契約

第5条（契約の申し込み）

講座の受講契約の申し込みは、当方の提供するWebサイト上の受講申し込みフォーム（以下、「契約申込書」といいます。）に必要な事項を入力し、当方に提出して行うものとします。

第6条（申し込みの承諾）

前条に定める申し込みがあったときは、当方は申し込み者に対し、契約の承諾につきE-mailにより通知します。

2 講座の受講契約は、当方が申し込み者より当方が定める受講料金の全額の入金を確認したときに有効に成立し、申し込み者は本約款に従い、受講者たる地位を取得するものとします。

第7条（申し込みの拒絶）

当方は、申し込み者において、次の各号に該当する場合、講座の受講の申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき
- (2) 本約款又は法律に違反する恐れがあると当方が判断したとき
- (3) 公序良俗に反する行為を為す恐れがあると当方が判断したとき
- (4) 当該申し込みに係る契約上の債務の支払いを怠ると当方が判断したとき
- (5) 当方及び講座の信用を毀損する恐れがあると当方が判断したとき
- (6) その他前各号に準じ、適当ではないと当方が判断したとき

第8条（受講開始日）

当方は契約者に対し、講座の受講開始日を書面又はE-mailにて通知するものとします。

第9条（契約期間）

講座の受講期間は、告知に定める期間とします。

2 契約者が前項に定める受講期間内に契約の解約を希望する場合、当方指定の期日までに当方まで連絡するものとします。なお、既に支払い済みの受講料については、返金しないものとします。

第10条（契約変更の申し込み）

契約者が講座の種類について契約変更の申し込みをする場合、当方が指定する契約変更申込書に必要な事項を記入し、変更予定日の2週間前の当方営業日までに、当方に提出して行うものとします。

2 変更後の申し込みに対しては、本約款第6条及び第7条の規定を準用するものとします。

第11条（権利の譲渡制限）

契約者は、講座の提供を受ける権利を譲渡又は貸与することができません。

第12条（変更の届け出）

契約者は、次の各号の事項に変更が生じた場合、速やかに当方が指定する変更申請書に必要な事項を記入し、届け出るものとします。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の変更
- (4) 各講座受講の際に当方に届け出た事項
- (5) 前各号のほか契約者が当方に届け出た事項

第4章 契約者の義務

第13条（インターネット回線）

契約者は、講座の受講に際し必要となるインターネット回線につき、自己の責任において電気通信事業者と契約し、用意するものとします。

第5章 講座提供の停止、中止及び廃止

第14条（講座提供の停止）

当方は、契約者において、次の各号に該当する場合、講座の提供を停止することがあります。

- (1) 講座の受講料の支払いを怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 講座の受講に係る契約内容に虚偽があったことが判明したとき
- (3) 本約款や法律に違反したことが判明したとき
- (4) 公序良俗に反する態様にて講座を受講したとき
- (5) 講座や当方の信用を毀損すると当方が判断したとき
- (6) その他受講停止が適当であると当方が判断したとき

2 当方が前項により講座の提供を停止するときは、契約者に対し、あらかじめその旨、理由及び期間を通知します。ただし、緊急時等やむを得ないと当方が判断した場合はこの限りではありません。

3 当方は、本条に定める講座の停止によって契約者に生じた一切の損害につき、損害賠償責任を負わないものとします。

第15条（講座提供の中止）

当方は、次の各号の場合、講座の提供を一時的に中止することがあります。

- (1) 講座の運営上やむを得ないとき

2 講座の提供を中止するときは、当方は、契約者に対し、あらかじめその旨、理由及び期間を通知します。ただし、緊急時等やむを得ないと当方が判断した場合はこの限りではありません。

3 当方は、本条に定める講座の中止をした場合、受講料金を返金します。ただし、当方の責任は支払済の受講料金の返金に限られるものとし、講座の中止によって契約者に生じた一切の損害につき、損害賠償責任を負わないものとします。

第16条（講座提供の廃止）

当方は、都合により講座の一部ないしは全部を廃止することがあります。

2 本条第1項に定める講座の廃止があったときは、講座の廃止日に講座の受講契約が解除されたものとします。

第6章 契約の解除

第17条（契約者による講座受講前の解約）

契約者は、第9条に定める講座受講開始日までに講座受講契約を解約する場合、当方にご連絡のうえ、以下の各場合に従うものとします。

(1) 講座受講開始日の14日前までに講座受講契約を解約する場合、当方は下記表に定める事務手数料を引いて、契約者に申込金及び受講料を返金します。

事務手数料	1, 000円
-------	---------

(2) 講座受講開始日の13日前から当日までに講座受講契約を解約する場合、契約者は告知に従い、別途キャンセル料を支払うものとします。

2 前項にかかる当方へのご連絡の日時は、メールの場合は送信時刻で、留守番電話にメッセージを頂いた場合は着信時刻で計算するものとします。

第18条（契約者による講座受講後の解約）

契約者が、講座受講開始日後、講座受講契約の解約を希望する場合、次回開催日の二週間前（ただし、当該日が当方休業日の場合、その前日の営業日）までに、当方が指定する契約解約申込書に必要な事項を記入し、当方に提出して行うものとします。

2 前項の契約解約申込書の提出につき、当方が認める場合、E-mailによる申し込みに替えることができるものとします。

第19条（当方による契約の解除）

当方は、契約者において、次の各号に該当する場合、講座の受講契約を解除することがあります。

(1) 第14条（講座提供の停止）により講座の受講が停止された場合において、契約者が当該停止日から1カ月以内に、当該停止の原因となった事由を解消しないとき

2 当方は、前項の規定により講座を解除する場合、契約者に対し、あらかじめ、その旨、解除理由及び契約解除日を通知するものとします。

3 契約者は、本条に基づく講座契約が解除された場合、当方に対して負っている債務の一切につき期限の利益を失い、直ちに全ての債務の弁済を行うものとします。

第7章 料金

第20条（料金の適用）

講座の各種受講料は、告知に記載の料金表に定めるところによります。

第21条（料金の支払方法適用）

契約者は、講座の各種受講料として前条に定める受講料を支払うものとします。

2 契約者は、講座の受講料およびこれにかかる消費税等相当額を当方が指定する期日までに、当方指定の方法により支払うものとします。

3 前項に係る振込み手数料その他支払いに要する費用は、契約者が負担するものとします。

4 当方は、本条にかかる請求書及び領収書を発行いたしません。金融機関への振込依頼書・払込受領書または契約者の契約するクレジットカード会社が発行するご利用明細書をもって領収書に代えさせていただきます。

5 当方は、契約者より当方が指定する期日経過後も講座受講料を支払われない場合、講座の受講を停止できるものとします。

6 前項に係る講座受講の停止により、契約者に生じた損害について、当方は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第22条（遅延利息）

当方が指定する期日経過後も講座受講料金を支払わない場合、契約者は、支払い期日の翌日から支払日の前日までの期間について年14.5%の割合で算出した額を遅延利息として当方が指定する期日までに支払うものとします。

第8章 免責・損害賠償等

第23条（免責）

契約者が講座に受講することにより、第三者との間に生じた損害賠償請求などの紛争等につき、当方は一切の賠償責任を負わないものとします。

2 契約者が講座を受講し、第三者に対して提供する講座内容については、契約者が一切の責任を負うものとし、当該講座内容に起因して生じる損害賠償請求等について、当方は一切の賠償責任を負わないものとします。

3 前2項の他、天変地異、戦争、内乱、法令の制定若しくは改正、廃止等、当方の責に帰さない事由により生じた損害について、当方は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第24条（損害賠償）

契約者は、本約款に違反し、講座又は当方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。

第9章 雑則

第25条（秘密保持）

当方は、講座の提供に際し知りえた契約者に関する業務上の機密を第三者に漏洩しないものとします。

第26条（特約との関係）

各講座の告知に特約約款として規定がある場合、当該特約約款の規定が本約款に優先して適用されるものとします。

第27条（協議）

当方と契約者は、本約款に定めない事項については、相互に、誠意をもって協議し、解決するものとします。

第28条（合意管轄裁判所）

当方と契約者は、本約款に関し紛議が生じたときは、当方の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第29条（準拠法）

本約款は、日本国法に従って解釈され、日本国法に準拠するものとします。

第30条（付則）

本約款は、平成26年11月7日より施行するものとするものとします。

（実施履歴）

2014年11月7日 制定